海岸公園(藤塚地区) 整備·管理運営事業 基本協定書(案)

> 令和6年 月 仙台市

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (事業遂行の指針)
- 第4条 (事業区域、事業内容及び手続き等)
- 第5条 (認定計画提出者の役割分担等)
- 第6条 (事業日程)
- 第7条 (認定計画提出者による資金調達)
- 第8条 (公募設置等計画の変更)
- 第9条 (許認可及び届出等)
- 第10条 (本施設の設計及び整備工事に伴う各種調査)
- 第11条 (整備に伴う周辺の安全及び環境対策)
- 第12条 (関係事業者との連携)
- 第13条 (公租公課)

第2章 公募対象公園施設の設計・整備

- 第14条(公募対象公園施設にかかる経費及び財産権)
- 第15条(設計)
- 第16条(公園管理者による設計の変更)
- 第17条(施行計画書等)
- 第18条(工事責任者の設置)
- 第19条(整備工事)
- 第20条 (第三者の使用)
- 第21条(保険)
- 第22条(公園管理者による説明及び立会いの要求)
- 第23条(公園管理者による中間確認)
- 第24条 (認定計画提出者による完成検査)
- 第25条(公園管理者による完了検査)
- 第26条(公園管理者による完了検査確認通知書の交付)
- 第27条 (工事期間の変更)
- 第28条(工事の一時中止)
- 第29条(工事の一時中止による費用等の負担)
- 第30条(工事中に第三者に与えた損害)

第3章 公募対象公園施設の管理・運営

- 第31条(公募対象公園施設の設置許可等手続き)
- 第32条(維持管理及び管理運営)
- 第33条(公園管理者による中間評価)
- 第34条 (許可の更新)
- 第35条(許可の取消し)
- 第36条(変更許可申請)
- 第37条 (廃止許可申請)
- 第38条(改善命令)
- 第39条 (第三者の使用)
- 第40条(災害時の対応)
- 第41条 (原状回復)

第4章 特定公園施設の設計・整備

- 第42条 (設計)
- 第43条(公園管理者による設計の変更)
- 第44条(施工計画書等)
- 第45条(工事責任者の設置)
- 第46条(整備工事)
- 第47条 (第三者の使用)
- 第48条(保険)
- 第49条(公園管理者による説明及び立会いの要求)
- 第50条(公園管理者による中間確認)
- 第51条(認定計画者提出者による完成検査)
- 第52条(公園管理者による完了検査)
- 第53条(公園管理者による完了検査確認通知書の交付)
- 第54条 (工事期間の変更)
- 第55条(工事の一時中止)
- 第56条(工事の一時中止による費用等の負担)
- 第57条(工事中に第三者に与えた損害)
- 第58条(許可の取り消し等)

第5章 特定公園施設の引渡し

- 第59条(所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)
- 第60条(瑕疵担保)

第6章 特定公園施設の管理

- 第61条(特定公園施設の管理許可)
- 第62条 (維持管理及び管理運営)
- 第63条(許可の更新)
- 第64条(許可の取消し)

第7章 不可抗力による損害等

- 第65条(不可抗力による損害等)
- 第66条(不可抗力による協定の解除)
- 第67条 (法令等の変更による損害等)
- 第68条(法令等の変更による協定の解除)

第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

- 第69条(認定計画提出者の遵守事項)
- 第70条(維持管理·運営等)
- 第71条(安全対策及び事故等への対応)
- 第72条(行為の制限)
- 第73条(事業の調査等)
- 第74条 (委託の禁止等)
- 第75条(瑕疵担保)

第9章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

- 第76条(事業の報告及び評価)
- 第77条(事業内容の変更、一時中止等)
- 第78条 (暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

第10章 協定期間及び協定の解除等

- 第79条(協定期間)
- 第80条(公園管理者による協定の解除等)
- 第81条(合意による協定の解除等)
- 第82条 (認定計画の認定取り消し)
- 第83条 (協定の解除等の公表)
- 第84条(損害賠償等)

第11章 補則

- 第85条(届出義務)
- 第86条 (著作権の使用)
- 第87条 (特許権等の使用)
- 第88条 (協定上の地位の譲渡)
- 第89条(秘密保持)
- 第90条(計算単位等)
- 第91条(通知先)
- 第92条(準拠法)
- 第93条(管轄裁判所)
- 第94条(補則)

海岸公園 (藤塚地区) 整備・管理運営事業 基本協定書 (案)

仙台市(以下「甲」という。)と、海岸公園(藤塚地区)整備・管理運営事業の認定計画提出者である 〇〇〇〇〇〇(以下、「乙」という。)は、海岸公園(藤塚地区)における公募対象公園施設及び特定公 園施設の整備・管理運営事業の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定(以下「本協 定」という。)を締結する。

第1章 総則

(目的)

第1条 本協定は、都市公園法(昭和31年法律第79号)(以下「法」という。)及び仙台市都市公園条例(昭和40年条例第32号)(以下「条例」という。)並びに関係法令等の定めるところに従い、「海岸公園 (藤塚地区)整備・管理運営事業者募集事業公募設置等指針(以下「公募設置等指針」という。)」を受けて、乙が提案した「海岸公園 (藤塚地区)整備・管理運営事業者募集事業公募設置等計画(以下「公募設置等計画」という。)」に基づき、甲乙が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 本協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)「公募設置等指針」とは、甲が公表した公募設置等指針及び様式集、資料等、質問回答書の書類 をいう。
 - (2)「公募設置等計画」とは、乙が公募設置等指針に基づき、甲に提出した一切の書類で、甲に認定された計画をいう。
 - (3)「公募対象公園施設」とは、乙が設置・所有して管理運営する施設(もしくは甲より管理許可を受けるが管理運営する施設)及び当施設に付帯する施設をいう。
 - (4)「特定公園施設」とは、本事業の対象として公募設置等指針に基づき、公募設置等計画により提案を行い認定された公募対象公園施設に付随するものとして整備する部分をいう。
 - (5)「設置許可」とは、甲が、法第5条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内で便益施設等を設置し 管理することを認め、与える許可をいう。
 - (6)「管理許可」とは、甲が、法第5条の規定に基づき、乙に対し、事業区域内で特定公園施設等を管理することを認め、与える許可をいう。
 - (7)「特定公園施設譲渡契約」とは、甲と乙が別途契約する特定公園施設の譲渡に関する契約をいう。
 - (8)「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的 又は人為的な事象であって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さない事由をいう。

(事業遂行の指針)

第3条 乙は、本事業を、法令等を遵守しつつ、本協定、公募設置等指針及び公募設置等計画に従って 遂行するものとする。

(事業区域、事業内容及び手続き等)

- 第4条 乙は、海岸公園(藤塚地区)の別図に示す事業区域(以下「事業区域」という。)において、公募設置等計画に基づき、本協定締結後、次の各号の業務について、甲及び各関係機関等との協議を経て内容を確定し、本事業を行うものとする。なお、本基本協定書の中の「本事業」とは、これら一連の業務全てをいう。
 - (1) 公募対象公園施設の設置業務及び管理運営業務
 - (2) 特定公園施設実施設計業務、整備工事業務、維持管理業務
 - 2 乙は、前項の業務を行うにあたって、業務に着手する前に、次表に定める手続きを行わなければならない。

業務内容	業務に必要な手続き		
公募対象公園施設の設置業務	公募対象公園施設の設計図書の承諾		
公券刈家公園旭畝の故直来伤	公募対象公園施設の土地賃貸借契約の締結		
公募対象公園施設の管理運営業務	公募対象公園施設の設置許可の取得		
特定公園施設設計業務	_		
此	特定公園施設設計図書の承諾		
特定公園施設整備工事業務	譲渡契約の締結		
特定公園施設維持管理業務	管理許可の取得		
公園区域内一部の維持管理業務委託	(任意)		

(認定計画提出者の役割分担等)

第5条 本事業の実施に際し、乙は、次のとおり分担して実施するものとする。

業務名

担当法人

公募対象公園施設の設置

公募対象公園施設の管理運営

特定公園施設の建設

特定公園施設の管理

2 本協定に基づく債務の履行については、乙が、甲に対して最終責任を負うものとする。

(事業日程)

- 第6条 本事業は、次の日程に従って実施することとする。
 - (1) 公募対象公園施設完成予定日: 年 月 日
 - (2)特定公園施設完成予定日: 年 月 日
 - (3)供用開始予定日: 年月日
 - (4)公募対象公園施設管理運営業務開始予定日: 年 月 日
 - (5) 特定公園施設維持管理業務開始予定日: 年 月 日

(認定計画提出者による資金調達)

- 第7条 本事業の実施に関し、乙が必要とする資金調達は全て乙の責任において行い、本業務の実施に 関する一切の費用は、公募設置等指針及び本協定で特段の規定がある場合を除き、全て乙が負担す る。
 - 2 前項の規定に関わらず、本事業の実施自体に基づく近隣住民の反対運動、訴訟、要望及び苦情等 (以下、「反対運動等」という。)への対応に関する費用は甲の負担とし、それ以外の事由に基づく 反対運動等に関する費用は乙の負担とする。

(公募設置等計画の変更)

- 第8条 乙は、公募設置等計画を変更する必要が生じた場合、甲に変更の認定の申請を行い、甲の認定 を受けなければならない。
 - 2 甲は、前項の変更の認定の申請があったときは、公募設置等指針の内容に合致していると認める 場合、その認定をするものとする。

(許認可及び届出等)

- 第9条 本事業及び本協定上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得、申請及び届出等については、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。ただし、甲が自ら行う必要がある許認可の取得、申請及び届出についてはこの限りではない。
 - 2 乙は、前項の許認可の取得、申請及び届出等に際しては、甲に書面による事前説明及び事後報告 を行うものとする。
 - 3 甲は、乙から要請がある場合、乙による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その 他甲が乙にとって必要と判断する事項について協力するものとする。
 - 4 乙は、甲から要請がある場合、甲による許認可の取得、申請及び届出等に必要な資料の提出その他甲が必要とする事項について協力するものとする。

(本施設の設計及び整備工事に伴う各種調査)

第10条 乙は、本施設の設計及び整備工事に必要な測量、地質調査その他の調査を自らの責任と費用 負担において行うものとする。また、乙はかかる調査等を行う場合、甲に事前に連絡するものとし、 かつ、当該調査等を終了したときは甲に当該調査等に係る報告をし、その確認を受けなければならな い。なお、本基本協定書の中の「本施設」とは、本事業に係る公募対象公園施設及び特定公園施設を いう。

(整備に伴う周辺の安全及び環境対策)

第11条 乙は、本事業の実施にあたり、事故・災害等に対応するための体制を整備するほか、騒音・ 振動等の対策及び周辺の環境整備に努めることとする。

(関係事業者との連携)

第12条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、甲が合理的に要求する範囲で、海岸公園 (藤塚地区) 内及び周辺施設の関係事業者との調整を実施するものとする。

(公租公課)

第13条 本事業に関連して生じる公租公課は、乙の負担とする。

第2章 公募対象公園施設の設計・整備

(公募対象公園施設にかかる経費及び財産権)

- 第14条 公募対象公園施設の設置業務にかかる全ての費用及び手数料等一切の経費は乙が負担する。
 - 2 本事業において、乙が設置する公募対象公園施設の財産権は、乙に帰属する。

(設計)

- 第15条 乙は、令和〇〇年〇月〇日(本協定締結日)から速やかに公募対象公園施設の設計業務に着手 しなければならない。
 - 2 乙は、公募設置等指針及び公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、設計図書を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
 - 3 甲は、提出された設計図書を審査し、公募設置等指針及び本協定に合致していれば、これを承諾するものとする。
 - 4 乙は、公募対象公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
 - 5 甲は、公募対象公園施設の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。
 - 6 乙は、公募対象公園施設にあたって、公募設置等指針、公募設置等計画に基づくとともに、法、建築基準法(昭和25年法律第201号)、条例その他関係法令を遵守して、設計を行わなければならない。

(公園管理者による設計の変更)

第16条 甲は、前条2項の設計図書について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び 修正を指示することができる。

(施工計画書等)

- 第17条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に施工計画書(公募対象公園施設の整備工事期間 及び各工程における施工方法についての計画を含む。)及び工程表を作成し、甲に提出するものと する。
 - 2 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書及び工程表について、必要があると認められる場合に は、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(工事責任者の設置)

第18条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、 工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを 遂行する責務を負う。

(整備工事)

- 第19条 乙は、第15条に定める設計図書及び第17条に定める施行計画書等に基づき、公募対象公園施設整備工事を行うものとする。
 - 2 乙は、第15条に定める設計内容の承諾後、速やかに公募対象公園施設の整備工事に着手しなければならない。
 - 3 乙は、公募対象公園施設の整備工事後速やかに、工事着手届を甲に提出しなければならない。

(第三者の使用)

- 第20条 乙は、公募対象公園施設の整備工事にあたって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。
 - 2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の整備工事に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由とみなす。

(保険)

- 第21条 乙は、自己の責任および費用負担により、必要に応じて保険契約を締結するものとする。保険 契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。
 - 2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(公園管理者による説明及び立会いの要求)

- 第22条 甲は、公募対象公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に 対して説明及び立会いを求めることができる。
 - 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明 した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、遂行できない合理的な理由がある場合を 除き、乙はこれに従わなければならない。

(公園管理者による中間確認)

第23条 甲は、公募対象公園施設の工事内容が事業計画と齟齬がないかなど、施工状況の確認を行う ことができるものとし、齟齬が生じていた場合は、乙に対して、公募対象公園施設の補修又は改修 を要求することができ、乙は、かかる要求に応じ、公募対象公園施設の補修又は改修工事を実施す るものとする。なお、当該補修又は改修工事に必要な費用は乙の負担とする。

(認定計画提出者による完成検査)

- 第24条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、 公募対象公園施設の完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。
 - 2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。
 - 3 乙は、甲に対して完成検査日から1週間以内に、工事完成届を甲に提出しなければならない。

(公園管理者による完了検査)

- 第25条 甲は、工事完成後、乙の報告に基づき、公募対象公園施設の完了検査を実施するものとする。
 - 2 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
 - 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

(公園管理者による完了検査確認通知書の交付)

第26条 甲は、前条による完了検査の結果を、完了検査確認通知書により乙に通知するものとする。

(工事期間の変更)

第27条 乙は、不可抗力または乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないと きは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な 工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

- 第28条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、公募対象公園施設の整備工事の全部または一部の施工を一時中止させることができる。
 - 2 甲は、前項に従い公募対象公園施設の整備工事の全部または一部の施工を中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事の一時中止による費用等の負担)

- 第29条 甲は、前条による整備工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、公募対象公園施設の整備工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又はその他の公募対象公園施設の整備工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとする。
 - 2 前項の一時中止が海岸公園 (藤塚地区) 内及び公園周辺の催し物が起因となる場合はこの限りではない。この場合、乙は必要な安全対策を講じ、整備工事の再開に備えるものとする。

(工事中に第三者に与えた損害)

第30条 乙が公募対象公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、 乙は損害内容等を甲に報告しなければならない。

第3章 公募対象公園施設の管理・運営

(公募対象公園施設の設置許可等手続き)

- 第31条 乙は、公募対象公園施設の設置業務にかかる設計業務を完了し、甲の承諾を受けた後、速やか に土地賃貸借契約等必要な手続きを行わなければならない。
 - 2 乙は、前項の手続後、速やかに公募対象公園施設の工事に着手しなければならない。
 - 3 乙は、公募対象公園施設供用開始日前までに、次の事項を記載した「便益施設等管理運営計画書」 を甲に提出しなければならない。
 - (1) 運営計画
 - ①運営方針
 - ②運営形態
 - ③安全対策(防火・防犯・防災など)
 - ④環境対策(騒音・振動対策など)
- (2) 年間維持管理計画
 - ①維持管理方針

- ②清掃など美観の保持
- ③建築物、設備等保守、消防点検等
- ④巡視、点検
- ⑤警備、巡回(不法・迷惑行為・苦情要望への対応等)
- (3) 緊急時の体制及び対応
- (4)職員配置計画
- (5) 収支計画
- (6) その他、良好な管理運営に関すること
- (7) 事業内容の報告(更新申請時のみ)
 - ① (1) ~ (7) に関する実施状況
 - ②施設関連内訳の実施状況
 - ③資金調達計画の実施状況
 - ④事業計画の実施状況
- 4 乙は、公募設置等計画に基づき、土地賃貸借契約に係る土地の貸付料(以下「貸付料」という。)を 甲に支払う。また、都市公園公告後には、設置許可に基づく土地の使用料(以下「貸付料」という。) を甲に支払う。
- 6 乙は、第5項に規定する貸付料を、契約締結の際に納付しなければならない。
- 7 乙による貸付料及び使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた 事由とすることができる。

(維持管理及び管理運営)

第32条 乙は、前条の規定による許可の際に付された許可条件、便益施設等管理運営計画書、その他関係法令等に基づき、適切に維持管理及び管理運営を行うものとする。

(公園管理者による中間評価)

- 第33条 甲は、第31条第3項に定めた便益施設等管理運営計画書に基づき、公募対象公園施設の維持管理及び管理運営状況について、毎会計年度の中間において、次の各号に掲げる事項につき、中間評価を実施することができる。
 - (1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されているか。
 - (2) 公募対象公園施設の維持管理の不備がないか。

(許可の更新)

- 第34条 乙は、第31条の規定による許可の更新を希望するときは、事前に文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は、第76条4項に定める事業評価等により、乙の管理運営または維持管理が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、これを認めることができるものとする。この場合、乙は、許可期間満了前までに再度許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。
 - 2 乙は、法その他法令等の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合、若しくは第76条4項 に定める事業評価により支障があると判断し甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を 請求することはできない。

(許可の取消し)

- 第35条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、法の定めるところに従い、第31条の許可を取消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更することができるものとする。
 - 2 前項の場合において、乙が生じた損失に伴う補償については、法その他の関係法令の規定に従うものとする。
 - 3 甲は、乙が都市公園関係法令または許可条件に違反した場合には、第31条の許可を取消し、また はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲はその補償を行わ ないものとする。

(変更許可申請)

- 第36条 乙が、第31条第1項に基づく設置許可を受けた事項(公募対象公園施設の構造、外観及び管理の方法等)を変更しようとするときは、甲と協議し、甲の承認を得た上で、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。
 - 2 乙は、前項に基づく変更の結果、公募設置等計画に規定する事項の変更が必要となった場合は、 甲と協議し、第8条第1項に基づく甲の認定を得た上で、公募設置等計画を変更し、管理運営計画 書を変更したうえで、管理運営を行うものとする。

(廃止許可申請)

第37条 乙が、第31条第1項に基づく設置許可に係る設置を廃止するときは、甲と協議し、甲の承認を得たうえで、当該事項を記載した申請書を甲に提出し、その許可を得なければならない。

(改善命令)

第38条 甲は、公募対象公園施設の管理運営業務の水準が、公募設置等指針等の水準に達していない と判断した場合、乙に対し、必要な改善措置を講じるよう通知又は改善命令を行うことができる。

(第三者の使用)

- 第39条 乙は、乙が所有する公募対象公園施設を第三者に賃貸する場合においては、契約内容について事前に甲に確認のうえ、次の各号に掲げる事項につき、然るべき措置をとるものとする。なお、賃借人を決定または変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。
 - (1) 借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。
 - (2) 契約期間は、第79条に定める協定期間内とする。
 - (3) 賃借人に本協定の規定、設置許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させる。
 - (4) 甲が許可を取り消した場合若しくは、国、地方公共団体または公共的団体によって公用または公共の用に供する必要が生じた場合には、契約期間内であっても、速やかに貸借人との契約を解除する。
 - (5)貸借人が、賃貸借契約によって生ずる権利を第三者へ譲渡、転貸または担保に供することを禁止する。
 - (6) 貸借人との間で発生した紛争等については、乙の責任において一切を処理する。
 - 2 乙は、貸借人が第74条第4項第6号に該当する者(以下「暴力団員等」という。)であること を知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。

(災害時の対応)

第40条 地震火災等の災害時に海岸公園 (藤塚地区) が、避難地又は災害復旧活動拠点として利用される場合、乙は適切な対応を行うものとする。

(原状回復)

- 第41条 乙は、公募対象公園施設の営業終了日または本協定の解除日から6月以内に、事業区域及び 乙の責めにより汚損もしくは破損した部分を原状に回復の上、甲の立会いのもとで甲に返還しなけ ればならない。ただし、事業期間の満了日または本協定の解除日から6月以内の甲が指定する期日ま でに、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者(以下「新たな事業者」という。)と乙との間 で、乙の所有する公募対象公園施設や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲 渡について甲が同意した場合は、この限りではない。
 - 2 前項の規定による原状回復にかかる費用は、乙が負担する。
 - 3 乙が、第1項の規定により原状回復する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙は、原状回復工事の設計業務について、設計の進捗状況や内容を報告し、甲の承諾を受けること。
 - (2) 原状回復の内容については、設計時に甲と乙が協議して決定する。
 - (3) 乙は、原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により甲に提出し、承諾を得ること。
 - (4) 乙は、前号の甲の承諾後、原状回復工事に着手することができる。なお、甲が事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、乙に対し、設計内容の修正を求めることができる。

- 4 乙が第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、乙に費用を請求することができる。
- 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲は、その賠償の責を負わないものとする。
- 6 乙は、やむを得ない事情により、第1項ただし書きに定める期日の変更を必要とする場合は、事前 に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 7 乙は、第1項のただし書きにより、新たな事業者に公募対象公園施設や権利を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、文書等にて誠実に引継ぎを行わなければならない。

第4章 特定公園施設の設計・整備

(設計)

- 第42条 乙は、令和6年〇月〇日(本協定締結日)から速やかに特定公園施設の設計業務に着手しなければならない。
 - 2 乙は、設置等指針及び公募設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、設計図書(詳細図・工事内訳書等)を甲に提出の上、承諾を受けなければならない。
 - 3 甲は、提出された設計図書(詳細図・工事内訳書等)を確認し、公募設置等指針及び本協定に合致 していれば、これを承諾するものとする。
 - 4 乙は、特定公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
 - 5 甲は、特定公園施設の設計の状況について、随時乙から報告を求めることができる。

(公園管理者による設計の変更)

第43条 甲は、第42条2項の設計図書(詳細図・工事内訳書等)について確認し、変更及び修正すべき点がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

(施工計画書等)

- 第44条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に施工計画書(特定公園施設の整備工事期間及び各工程における施工方法についての計画を含む。)及び工程表を作成し、甲に提出するものとする。
 - 2 甲及び乙は、前項に規定する施工計画書及び工程表について、必要があると認められる場合に は、内容の変更に関する協議を行うことができる。

(工事責任者の設置)

第45条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事現場の運営・監理を行い、甲に工事現場にかかる必要な報告を行うほか、工事現場にかかる甲の指示等がある場合には、遂行できない合理的な理由がある場合を除き、これを遂行する責務を負う。

(整備工事)

- 第46条 乙は、第42条に定める設計図書及び第45条に定める施行計画書等に基づき、特定公園施設整備工事を行うものとする。
 - 2 乙は、第42条に定める設計内容の承諾後、速やかに特定公園施設の整備工事に着手しなければならない。
 - 3 乙は、特定公園施設の整備工事着手後速やかに、工事着手届を甲に提出しなければならない。
 - 4 やむを得ない事情により、工事内容・工程の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

(第三者の使用)

- 第47条 乙は、特定公園施設の整備工事にあたって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。
 - 2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなすものとす

る。

(保険)

- 第48条 乙は、自己の責任および費用負担により、必要に応じて保険契約を締結するものとする。保険 契約の内容及び保険証書の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。
 - 2 乙は、工事着手前までに、前項の保険証書の写しを甲に提出しなければならない。

(公園管理者による説明及び立会いの要求)

- 第49条 甲は、特定公園施設の整備状況その他甲が必要とする事項について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会いを求めることができる。
 - 2 前項に規定する説明及び立会いの結果、整備の状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明 した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、遂行できない合理的な理由がある場合を 除き、乙はこれに従わなければならない。

(公園管理者による中間確認)

第50条 甲は、特定公園施設の工事内容が事業計画と齟齬がないかなど、施工状況の確認を行うことができるものとし、齟齬が生じていた場合は、乙に対して、特定公園施設の補修又は改修を要求することができ、乙は、かかる要求に応じ、特定公園施設の補修又は改修工事を実施するものとする。

なお、当該補修又は改修工事に必要な費用は乙の負担とする。

(認定計画者提出者による完成検査)

- 第51条 乙は、自己の責任及び費用において、特定公園施設の完成検査を行うものとする。乙は、特定公園施設の完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。
 - 2 甲は、前項の規定に従い行う完成検査に立ち会うことができる。
 - 3 乙は、完成検査日から1週間以内に、工事完成届を甲に提出しなければならない。

(公園管理者による完了検査)

- 第52条 甲は、工事完成後、乙の報告に基づき、特定公園施設の完了検査を実施するものとする。
 - 2 完了検査の結果、特定公園施設の整備状況が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、 甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後 速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。
 - 3 甲は、前項の是正の完了の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

(公園管理者による完了検査確認通知書の交付)

第53条 甲は、前条による完了検査の結果を、完了検査確認通知書により乙に通知しなければならない。

(工事期間の変更)

第54条 乙は、不可抗力または乙の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないと きは、工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、合理的な 工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

- 第55条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知した上で、特定公園施設の整備工事の 全部または一部の施工を一時中止させることができる。
 - 2 甲は、前項に従い特定公園施設の整備工事の全部または一部の施工を中止させた場合、必要がある と認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事の一時中止による費用等の負担)

第56条 甲は、前条による整備工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、特定

公園施設の整備工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、又はその他の特定公園施設の整備工事の一時中止やその続行に起因して合理的な増加費用が必要となり、若しくは乙が損害を被ったときは、乙との間で必要な措置を行うため協議するものとする。

- 2 前項の一時中止が海岸公園 (藤塚地区) 内及び公園周辺の催し物が起因となる場合はこの限りではない。この場合、乙は必要な安全対策を講じ、整備工事の再開に備えるものとする。
- 3 不可抗力又は法令等の変更により、特定公園施設の引渡予定日を変更し、又はかかる整備工事の一時中止が必要となる場合、合理的な増加費用及び損害は、第7章に従いその負担を定める。

(工事中に第三者に与えた損害)

第57条 乙が特定公園施設の整備に関し、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、 乙は、当該第三者に対してかかる損害を賠償する責務を負うものとする。この場合において、乙は損 害内容等を甲に報告しなければならない。

(許可の取り消し等)

第58条 甲において、特定公園施設の設置業務の水準が、公募設置等指針及び公募設置等計画の水準 に達していないと判断し、必要な改善措置を講じるよう通知又は是正指示を行ったにも関わらず、当 該業務の水準が改善しないと判断する場合、許可を取り消すことができるものとする。

第5章 特定公園施設の引渡し

(所有権移転及び引渡しに伴う諸条件)

- 第59条 乙は、第52条第1項に規定する完了検査に基づき、合格した場合には、甲に対して、特定公園施設を譲渡するものとする。
 - 2 甲と乙は、特定公園施設の譲渡について、別途、特定公園施設譲渡契約を締結するものとする。
 - 3 乙は特定公園施設譲渡契約を締結し、工事完了した後速やかに工事完成図及び必要書類等を甲に 提出するものとする。
 - 4 前項の特定公園施設譲渡契約の内容及び金額は、甲において乙が第42条に基づき提出した設計図書及び土木工事標準積算基準書等に基づき積算を行い、甲と乙が協議し定めるものとする。

(瑕疵担保)

- 第60条 甲は、特定公園施設に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を 請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該 瑕疵が甲の指示によって生じた場合で、かつ、乙が当該指示の不適当なことを重大な過失なくして 知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りではない。
 - 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条の規定による特定公園施設の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、乙が当該瑕疵を知っていた場合、又は、当該瑕疵が、乙の故意若しくは重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は前条の規定による特定公園施設の引渡しを受けた日から10年以内とする。
 - 3 甲は、特定公園施設が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、前項に規定する期間内で、かつ、甲がその滅失又はき損を認識した日から6か月以内に第1項の権利を行使するものとする。

第6章 特定公園施設の管理

(特定公園施設の管理許可)

- 第61条 乙は、甲への特定公園施設の譲渡後、甲より管理許可を受け、特定公園施設の維持管理を行う ものとする。
 - 2 乙は、甲への特定公園施設の譲渡後速やかに、甲に対し、法令に基づく特定公園施設部分の管理許可申請書を提出し、その許可を受けなければならない。
 - 3 管理許可申請書には、次の事項を記載した「特定公園施設管理計画書」を添付しなければならな

11

- (1) 年間維持管理計画
 - ①維持管理方針
 - ②樹木、草花等植物育成管理
 - ③清掃、刈草など美観の保持
 - ④ 設備等保守点検等
 - ⑤巡視、点検
 - ⑥警備、巡回(不法・迷惑行為・苦情要望への対応等)
 - ⑦安全対策 (防火・防犯・防災など)
 - ⑧駐車対策
 - ⑨環境対策 (騒音対策など)
- (2) 緊急時の体制及び対応
- (3) その他、良好な維持管理に関すること
- 4 甲は、特定公園施設管理計画書を審査し、本協定の趣旨に合致していれば、許可条件を付し許可を 与えるものとする。
- 5 本条の許可の期間は、許可の日から10年以内とする。
- 6 甲は、乙から本条の許可に係る土地の使用料は、全額減免とする。

(維持管理及び管理運営)

第62条 乙は、前条の規定による許可の際に付された許可条件、特定公園施設管理計画書、その他関係 法令等に基づき、適切に維持管理及び管理運営を行うものとする。

(許可の更新)

- 第63条 乙は、第61条の規定による許可の更新を希望するときは、事前に文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は、第76条4項に定める事業評価等により、乙の管理運営または維持管理が本協定の趣旨に合致していると判断した場合は、これを認めることができるものとする。この場合、乙は、許可期間満了前までに再度許可申請を行い、許可を受けることができるものとする。
 - 2 乙は、法その他法令等の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合、若しくは第78条4項 に定める事業評価により支障があると判断し甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償 を請求することはできない。

(許可の取消し)

- 第64条 甲は、都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合、その他法に定める事由が生じた場合においては、法の定めるところに従い、第61条の許可を取消し、その効力を停止し、 もしくはその条件を変更することができるものとする。
 - 2 前項の場合において、乙が生じた損失に伴う補償については、法その他法令の規定に従うものとする。
 - 3 甲は、乙が法その他法令または許可条件に違反した場合には、第61条の許可を取消し、またはその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じても、甲はその補償を行わないものとする。

第7章 不可抗力による損害等

(不可抗力による損害等)

第65条 不可抗力により、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び損害を負担 するものとする。

(不可抗力による協定の解除)

- 第66条 不可抗力により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面を もって、直ちに甲に対し通知しなければならない。
 - 2 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、不可抗力により本事業

- の遂行が困難であると甲が認めたときは、対応方針について協議するものとする。
- 3 前項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した不可抗力により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとする。
- 4 前項に基づき甲が本協定を解除した場合、乙は、本協定解除から速やかに、第41条に基づき原状回復するものとする。
- 5 第3項に基づき甲が本協定を解除した場合、第9条第1項に基づく許可及び第31条第1項に基づく設置許可又は第61条第1項に基づく管理許可も終了するものとする。
- 6 甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、第3項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。

(法令等の変更による損害等)

第67条 法令等の変更、追加により、乙に増加費用及び損害が生じるときは、乙が当該増加費用及び 損害を負担するものとする。

(法令等の変更による協定解除)

- 第68条 法令等の変更により本事業の遂行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し通知しなければならない。
 - 2 前項の通知があった場合、甲が当該通知の内容について確認し、法令等の変更により本事業の遂 行が困難となったものであると認めたときは、甲及び乙は、対応方針について協議するものとす る。
 - 3 前項の措置を講じてもなお、法令等の変更により、本事業の継続が不能となったときは、甲乙協議の上、甲は、本協定を解除することができるものとし、その際の処理については第66条第4項ないし第6項の規定を適用する。

第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

(認定計画提出者の遵守事項)

- 第69条 乙は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって事業区域を良好に管理しなければならない。
 - 2 乙は、公募設置等指針、公募設置等計画、便益施設等管理運営計画書、特定公園施設管理計画書、 第31条及び第61条の規定による許可の際に付された許可条件、その他関係法令等を遵守し、事 業区域の安全確保に努めるとともに、適正な維持管理・運営を行わなければならない。
 - 3 乙は、本事業における権利義務の全部または一部について、第三者に譲渡し、承継させ、またはその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。
 - 4 乙は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなければならない。
 - 5 乙は、甲から提供を受けて知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
 - 6 乙は、自己の業務従事者その他関係者に第2項及び前項の義務を遵守させなければならない。

(維持管理・運営等)

- 第70条 乙は、その責任と費用負担に基づき、自ら公募対象公園施設の設置許可区域及び特定公園施設の清掃、維持管理及び修繕を行う。
 - 2 乙が甲の所有する特定公園施設を汚損もしくは破損した場合、乙はその責任と費用負担に基づき、 清掃または修繕等の必要な措置を講じて原状回復するものとする。
 - 3 乙が所有する公募対象公園施設の管理運営に関して、第三者等との必要な協議調整等は、乙が行う ものとする。
 - 4 乙は、公募対象公園施設の設置許可区域及び特定公園施設の管理許可区域において、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮するものとする。

(安全対策及び事故等への対応)

- 第71条 乙は、本事業の実施にあたり事故、災害等に対応するための体制を整備し、その体制について 書面により甲に報告しなければならない。
 - 2 乙は、海岸公園 (藤塚地区) や周辺におけるイベント開催時など来訪者の混雑が予想される場合の 安全対策及び事故等への対応について甲に協力するものとする。
 - 3 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
 - 4 甲は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の一部 または全部の停止を命じることができる。
 - 5 乙は、本事業の実施にあたり、第三者と紛争が生じ、または第三者に損害を与えた場合、乙の責任 と費用負担において、その紛争を解決し、またはその損害を賠償しなければならない。

(行為の制限)

- 第72条 乙は、乙が所有する公募対象公園施設、管理許可を行う特定公園施設において、次に定める行 為を行いまたは第三者に行わせることはできない。
- (1) 政治的または宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝 活動等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条に該当する業
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行う者の活動
- (6) 上記の他、公園利用との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為

(事業の調査等)

- 第73条 甲は必要と認める場合、乙の費用負担に基づき、本事業の状況について自ら調査を行い、また は乙に報告を求めることができる。
 - 2 甲は、前項の調査または報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、 その改善を指示することができる。
 - 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(委託の禁止等)

- 第74条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
 - 2 乙は、本事業の一部(運営管理、運営方針の決定等、事業の主たる部分を除く)を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
 - 3 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定、設置許可等の条件及びその 他関係法令等を遵守させなければならない。
 - 4 乙は、委託先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置をとらなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する場合
 - (2) 応募申込書の受付日から、基本協定の締結までの期間に、本市の有資格業者に対する指名停止に 関する要綱に基づく指名停止を受けている場合
 - (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全である場合
 - (4) 市町村税を滞納している場合
 - (5)消費税及び地方消費税を滞納している場合

(6) 暴対法第2条第6 項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、または、法人でその役員に暴力団員に該当する場合、若しくは、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する場合

(瑕疵担保)

第75条 乙は、本協定締結後、事業区域内で隠れた瑕疵を発見した場合の対応については、甲乙協議の 上決定する。

第9章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

(事業の報告及び評価)

- 第76条 乙は、第61条第3項に定めた特定公園施設管理計画書及び第31条第3項に定めた便益施 設等管理運営計画書を会計年度ごとに作成して、前年度の2月末日までに、甲へ提出しなければなら ない。
 - 2 乙は、前項に基づく管理運営・維持管理状況を記載した「事業報告書」を会計年度ごとに作成して、 毎会計年度終了後40日以内に甲へ提出し、評価を受けなればならない。事業報告書に記載する事項 については、甲乙協議の上決定する。
 - 3 乙は、前項に定める事業報告書とともに、最新の財務諸表を甲へ提出しなければならない。
 - 4 甲は、事業報告書をもとに、次の各号に掲げる事項につき、事業評価を実施する。
 - (1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に則した事業内容が展開されていたか。
 - (2) 公募対象公園施設の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
 - (3) 公募対象公園施設及び特定公園施設の維持管理が適切に行われていたか。
 - (4) 安定的、継続的に事業を継続できる状況であるか。
 - (5) その他、海岸公園 (藤塚地区) の魅力向上等に貢献していたか。

(事業内容の変更、一時中止等)

- 第77条 社会情勢、経済情勢またはその他の事由により、本事業の内容を変更または、一時中止する必要がある場合、乙は相当の期間を設けて甲と協議を行った上で、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。なお、開業後の事業内容の変更は、原則第63条の規定による設置許可の更新時とする。
 - 2 甲は、事情により、本協定に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、乙に協議の上、変更を求めることができる。
 - 3 甲は、乙が本協定、設置許可等の条件、その他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更または一時中止を指示することができる。

(暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

- 第78条 乙は、本事業の実施にあたり、暴力団員等から妨害または不当要求を受けた場合、速やかに甲 に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
 - 2 乙は、本事業に関して下請負または受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)が暴力団員等から妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。
 - 3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第10章 協定期間及び協定の解除等

(協定期間)

- 第79条 本協定の有効期間(以下「事業期間」という。)は、令和6年〇月〇日(本協定締結日)から第41条に定める原状回復が完了するまでとする。
 - 2 前項の事業期間の終了日は、次に定める場合、本市が定め、別途、乙に通知するものとする。
 - (1) 設置許可及び管理許可が取り消された場合
 - (2) 設置許可及び管理許可を更新しない場合

(3) 事業を途中で中止する場合

(公園管理者による協定の解除等)

- 第80条 甲は、第76条4項による事業評価において、事業継続が不可能と判断された場合のほか、第4条の事業期間にかかわらず、設置許可または管理許可を取り消し、または更新しない場合、若しくは、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。
 - (1) 乙が、本協定、第31条及び第61条の規定による許可の際に付された許可条件、その他関係法令等に違反する行為を行った場合
 - (2)本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
 - (3) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
 - (4) 乙が、銀行取引停止処分を受け、または破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (5) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 乙が、監督官庁により営業取消もしくは停止等の処分を受け、または自ら営業等を休止もしくは停止した場合
 - (7) 乙またはその構成法人が、暴力団員等であることが判明した場合
 - 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払を求めることはできない。

(合意による協定の解除等)

- 第81条 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の6月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行った上で、甲と乙は協議し、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。
 - 2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めることはできない。

(認定計画の認定取り消し)

第82条 甲は、第79条第2項に基づき協定期間を終了した場合、又は第66条若しくは第80条並びに第81条に基づき本協定を解除した場合、乙に通知して公募設置等計画の認定を取り消すものとする。

(協定の解除等の公表)

- 第83条 甲は、第77条第3項に基づき、本事業の内容の変更または一時中止を指示した場合、または、第80条第1項に基づき本協定を解除した場合、乙の商号または名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる
 - 2 前項の場合において、第80条第1項第7号に該当するときは、その具体的内容をあわせて公表す るものとする。

(損害賠償等)

第84条 甲が第81条第1項により本協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被り、又は被る恐れのある場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

第11章 補則

(届出義務)

- 第85条 乙は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届出なければならない。
- (1) 代表構成法人及び構成法人を変更した場合
- (2) 代表構成法人及び構成法人の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
- (3) 代表構成法人及び構成法人が銀行取引停止処分を受け、または破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (4) 代表構成法人及び構成法人が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けまたは公租

公課の滞納処分を受けた場合

- (5) 代表構成法人及び構成法人が、本事業の実施にあたり、第三者との間で紛争を生じまたは第三者 に損害を与えた場合
- (6)代表構成法人及び構成法人が、本事業の実施にあたり、地震、火災、風水害、盗難、その他の事由により、損害を被った場合
- (7) 代表構成法人及び構成法人の所有する施設が、本事業の実施にあたり、滅失または毀損した場合

(著作権の使用)

- 第86条 甲は、設計図書等について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利 及び権限は、本協定の終了後も存続する。
 - 2 前項の設計図書等が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物 に該当する場合における著作者の権利の帰属については、著作権法の規定するところによる。
 - 3 乙は、甲が当該設計図書等を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら又は著作権者(甲を除く。以下本条において同じ。)をして著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
 - 4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 設計図書等を公表すること
 - (2) 設計図書等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること

(特許権等の使用)

第87条 乙は、特許権等の産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこととする。

(協定上の地位の譲渡)

第88条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは担保提供その他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

- 第89条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外の目的には使用しないものとする。ただし、甲若しくは乙が、司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は甲若しくは乙が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。
 - 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。
 - (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
 - (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
 - (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(計算単位等)

第90条 本協定上の義務の履行に関して甲乙間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

(通知先)

- 第91条 本協定で規定する書面による通知等については、本協定に記載された当事者の名称、所在地 宛になされるものとする。
 - 2 甲及び乙は、通知等の送付先について変更するときは、遅滞なく相手方に対して届け出るものとする。

(準拠法)

第92条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第93条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、 適用法令は日本国内法とする。

(補則)

- 第94条 本協定に規定のない事項または本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義を生じた場合は、甲乙は、誠意をもって協議するものとする。
 - 2 甲乙協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲:仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

仙台市長 郡 和子

乙:

代表構成法人

構成法人

別図

・事業区域図



別表

・リスク分担表

段階	リスクの種類 リスクの内容		市	認定計画提 出者		
共通	資金調達リスク基本協定締結リスク※1		必要な資金の確保に関するもの (本市 が確保するもの)		0	
			必要な資金の確保に関するもの(認定 計画提出者が確保するもの)			0
			認定計画提出者と基本協定が結べない 又は協定締結手続きに時間がかかる場 合		0	0
	制度	法令リスク	法令・条例の新設・変更に関するもの		技	協議事項
	関連リス	許認可リスク	許認可の遅延に関す得するもの)	するもの(本市で取	0	
	ク		得するもの以外)	するもの(本市で取		0
		税制度リスク	一般的な税制変更 (新税含む) に関する もの			0
	社会 環境問題リ		土壌汚染に関するもの		0	
	リスク	スク	有害物質の排出・漏	テう業務に起因する 洩、工事に伴う水枯 塩汚染、大気汚染、 気に関するもの		0
		第三者賠償 リスク	認定計画提出者が施工した工事や施設 運営により第三者に損害を与えた場合			0
	不履出者の責	認定計画提 出者の責め				0
		によるもの	認定計画提出者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での認定計画提出者 の変更			0
			成せず契約解除に至			0
		本市の責め によるもの	本市の基本協定内容		0	
	不可抗力リスク※2		公募対象公園施設	自然災害等による 業務の変更、中止、 延期、臨時休業		0
				工事中の不可視部 における費用※2	協議事項	
			特定公園施設	自然災害等による 業務の変更、中止、 延期、臨時休業	協議事項	
				工事中の不可視部 における費用※2	協議事項	
	金利リ		金利の変動			0
	物価リ		物価の変動			0
	事業の中	本市の責めによるもの	本市の責任による遅延・中止		0	
	止・延期	認定計画提出者の責め	止	責任による遅延・中		0
31 	リスク	によもの	認定計画提出者の事業放棄・破綻			0
計画段階					0	
	リス 測量・調査リ 本市の実施による測量・調査に関する					

	ク	スク	もの		
			認定計画提出者の実施による測量・調査に関するもの		0
			地質障害、地中障害物により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長	0	
		埋蔵文化財 リスク	埋蔵文化財調査結果により、新たに必要となった費用の負担及び工期の延長	0	
		設計リスク	本市の条件提示や指示の不備・変更に	0	
			よるもの 認定計画提出者、請負会社による指示、		0
7-h. ⇒n.		日がリット	判断の不備によるもの		
建設 段階	建設 工事遅延リスク 段階		工事開始後、本市の要求による設計変 更等により、工事が契約に定める工期 より遅延する又は完工しない場合	0	
			認定計画提出者の責めにより、工事が 契約に定める工期より遅延する又は完		\bigcirc
			工しない場合		
	工事監理リスク		認定計画提出者の工事監理に関するもの		0
	性能リスク		認定計画提出者が行う工事の施工不良 によるもの		0
	工事費増大リスク		工事完了後の本市の指示に起因する工 事費の増大	0	
			上記以外の工事費の増大		0
	施設損傷リスク		使用前に工事目的物や材料他、関連工 事に関して生じた損害		\circ
運営段階	運営	施設瑕疵リス ク	認定計画提出者の設置した公園施設に 関する瑕疵担保責任		0
	リス		上記以外の公園施設に関する瑕疵担保 責任	0	
	ク	施設損傷リス ク	公募対象公園施設の施設・設備・物品等 の損傷・修繕		0
	-		特定公園施設の施設・設備・物品等の損 傷・修繕	協議事項	
		利用者トラブル	認定計画提出者の設置許可区域内に関 する利用者からの苦情及び利用者間の トラブルへの対処		0
		需要変動リス ク	当初の需要見込みより下回った状況に よる損害		0
	原状回復リスク		認定計画提出者の責による設置許可の 取消に伴う許可施設の原状回復に関す るもの		0
事業期別終了	引		設置許可施設の原状回復に関するもの		0
11.2 1	l .			l	

※ 1

基本協定が締結できない場合は、それまでに本市、認定計画提出者にかかった費用はそれぞれが負担するものとします。

※ 2

基礎工事の際、発見された障害物(巨大な転石・地下埋設物)など

【その他注意事項】

本市が業務の一部又は全部の停止を命じ、認定計画提出者の事業に休業等が発生した場合でも、認定計画提出者は本市に補償を請求することはできません。